

第 6656 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 6日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 一時支援金の対象事業者

**Q** : 緊急事態宣言の影響に係る一時支援金の給付制度が創設されたとか。どのような事業者が対象になるのですか？

**A** : 次のような事業者です。

### 【解説】

中小企業庁から公表された緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の対象には、次のような事業者が該当します。

- ① 飲食店
- ② 飲食店と取引のある業種  
食品加工・製造事業者、器具・備品事業者、サービス事業者、流通関連事業者、飲食品・器具・備品等の生産者
- ③ 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うB to C事業者  
旅客運送事業者(タクシー、バス等)、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者(博物館、美術館、動植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場等)、小売事業者(雑貨店、土産物店、アパレルショップ等)、対人サービス事業者(理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等)など
- ④ 上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者  
食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者等

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

